Ｐ．１

**東京都建築材料試験連絡協議会**

**高強度コンクリート採取試験会社申告書**

申請者は**太枠**の申告欄をすべて記入して下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請区分 | 高強度新規審査　・　高強度更新審査 | | 業務実施区分 | Ⅰ　・　Ⅱ |
| 申請日 | 令和　　　年　　　月　　　日 | | | |
| 事業所 | 名　　　称 |  | | |
| 代表者名 |  | | |

**注）1.(1) 業務実施区分Ⅰ（採取試験業務専門）及び1.(2) 業務実施区分Ⅱ（試験機関）は、どちらか該当する方のみに記入する。**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査  項目 | 審査基準への適合性判断条件  （※は追加補足） | | 必要関係書類  （原本又は写し） | 申告欄  （○印または記載する。） | 判定  （案） |
| 1.組織 | 高強度コンクリート採取試験会社に新規申請する会社は、一般コンクリート採取登録試験会社であること。 | | 採取試験会社登録証書 | 一般コンクリート採取登録試験会社で  （ある・ない）。 | 適・否 |
| (1) 採取試験業務を営む法人であり、生産加工業者等、試験機関及び建設業者から独立した経営であること。  **業務実施区分Ⅰ** | ア 生産加工業者等、試験機関及び建設業者の所有株の合計が20％を超えていないこと。 | 登記簿謄本、株主名一覧（所有株数明記） | 全発行株数のうち  ・生産加工業者等　　　％  ・試験機関　　　　　　％  ・建設業者　　　　　　％  合計　　　％である。 | 適・否 |
| イ 代表者が生産加工業者等、試験機関及び建設業者との兼職又は出向となっていないこと。 | 代表者が兼職又は出向となっていないことの誓約書 | 代表者名　　　　　　　　は、生産加工業者等、試験機関及び建設業者からの出向で  （ある・ない）。 | 適・否 |
| ウ 生産加工業者等、試験機関及び建設業者からの役員の割合が1/5を超えないこと。 | 役員名簿、兼職又は出向となっていないことの役員の誓約書 | 全役員　　　名のうち、  ・生産加工業者等　　　名  ・試験機関　　　　　　名  ・建設業者　　　　　　名  合計　　　名である。 | 適・否 |
| エ 生産加工業者等、試験機関及び建設業者との間に用地・施設及び設備機器等が貸借または兼用されていないこと。 | 土地・建物の登記簿謄本又は賃貸契約書、貸主に関する誓約書 | 生産加工業者等、試験機関及び建設業者との間に用地・施設及び設備機器等が貸借または兼用されて  （いる・いない）。 | 適・否 |
| オ コンクリート採取試験以外の建設関連業務を受注する現場では、採取試験を行わないことが「業務管理規程」に定められていること | 業務管理規程 | 建設関連業務を受注する現場では、採取試験を行わないことが、下記に規定されている。 | 適・否 |

Ｐ．２

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査  項目 | 審査基準への適合性判断条件  （※は追加補足） | | 必要関係書類  （原本又は写し） | 申告欄  （○印または記載する。） | 判定  （案） |
| 1.組織 | (2) 都知事登録試験機関が営んでいる採取試験業務部門であり、試験機関業務部門から組織上及び業務上独立していること。**※１**  **業務実施区分Ⅱ** | **※１** 採取試験業務部門が試験機関業務部門と組織的に別部門であり、採取試験業務部門の管理者及び採取実務担当者が、試験機関業務部門の技術者（管理技術者、試験技術者、試験実務担当者）と兼職、兼任していない専任の状態をいう。 | 従業員名簿、組織図、組織管理規程等 | 採取試験業務部門の管理者及び採取試験実務担当者は、試験機関業務部門の技術者（管理技術者、試験技術者、試験実務担当者）と兼職・兼任して  （いる・いない）。 | 適・否 |

Ｐ．３

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査  項目 | 審査基準への適合性判断条件  （※は追加補足） | | 必要関係書類  （原本又は写し） | 申告欄  （○印または記載する。） | 判定  （案） |
| 2.要員 | (1) 管理者**※２**を配置し、その権限及び責任体制を組織管理規程等により明確にし、遵守させていること。  **※２** 管理者は下記の採取実務担当者と兼任することができる。 | ア 管理者は、原則として法人の代表者であること。やむを得ない事由がある場合には、採取試験業務の運営に関して代表者と同等の責務と権限を有するものであること。 | 従業員名簿、組織図、組織管理規程等 | 管理者名    法人の代表者で  （ある・ない）。  法人の代表者でない場合、採取試験業務の運営に関して代表者と同等の責任と権限を有して  （いる・いない）。 | 適・否 |
| イ 管理者は、加入義務のある全ての社会保険の加入手続きを、申請会社が行っている者であること。**※３** | 健康保険･厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書  （健康保険証、勤務記録一覧表、出勤簿）**※３** | 社会保険の加入手続きを申請会社が行って  （いる・いない）。  行っていない場合の理由        社会保険加入義務がない場合、200日以上の出勤実績が  （ある・ない）。 | 適・否 |
| ウ 管理者は、採取試験業務の全般を管理し、採取実務担当者に対する教育と訓練を自らの責務と権限に基づいて行っており、不具合発生の原因調査・改善措置を講じていること。 | 業務規定、教育訓練規程、教育訓練計画書・実施記録、組織管理規程、苦情処理規程、苦情処理記録等 | 採取試験業務の全般を管理して  （いる・いない）。  採取実務担当者に対する教育訓練、不具合発生の原因調査・改善措置を行って  （いる・いない）。 | 適・否 |
| エ 管理者は、東京都建築材料試験連絡協議会が主催する「管理者研修」を受講している者（有効期間内）であること。 | 受講証明書 | 受講者名 | 適・否 |

Ｐ．４

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査  項目 | 審査基準への適合性判断条件  （※は追加補足） | | 必要関係書類  （原本又は写し） | 申告欄  （○印または記載する。） | 判定  （案） |
|  | (2) 採取実務担当者を３名以上配置し、その権限及び責任体制を組織管理規程等により明確にし、遵守させていること。 | ア 採取実務担当者は、（一財）建材試験センター又は（一財）日本建築総合試験所が付与しているコンクリート採取に関する試験技能者の資格、その他これらと同等以上の資格を有する者であること。 | 従業員名簿、組織図、組織管理規程、資格証明書等 | 資格を有する採取実務担当者  合計　　　名  以下、３名以上の氏名と社会保険加入状況を記載   |  |  | | --- | --- | | 氏　名 | 申請会社による  社会保険加入 | |  | あり・なし | |  | あり・なし | |  | あり・なし | |  | あり・なし | |  | あり・なし |   申請会社による社会保険加入手続きを行っていない場合の理由        社会保険加入義務がない場合、200日以上の出勤実績が  （ある・ない）。 | 適・否 |
| イ 採取実務担当者は、加入義務のある全ての社会保険の加入手続きを、申請会社が行っている者であること。**※３** | 健康保険･厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書  （健康保険証、勤務記録一覧表、出勤簿）**※３** | 適・否 |

Ｐ．５

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査  項目 | 審査基準への適合性判断条件  （※は追加補足） | | 必要関係書類  （原本又は写し） | 申告欄  （○印または記載する。） | 判定  （案） |
| 2.要員  （つづき） | (2) 採取実務担当者を３名以上配置し、その権限及び責任体制を組織管理規程等により明確にし、遵守させていること。  （つづき） | ウ 採取実務担当者のうち、以下の資格を有している者がいること。  ① コンクリート（主任）技士（１名以上）  ② 建築工事施工計画等の報告と建築材料試験の実務講習会受講者（１名以上） | 有効期限内の資格証明書  有効期限内の講習会受講証明書 | コンクリート技士（コンクリート主任技士）  合計　　　名  以下、１名以上の氏名を記載        講習会受講者名  合計　　　名  以下、１名以上の氏名を記載 | 適・否 |
| エ 採取実務担当者のうち２名以上は、ＪＡＳＳ５Ｔ－603、高強度コンクリートの実物によるスランプフロー試験、試験に用いる機材の点検に係る知識と技能を有することを確認されたＪＡＳＳ５に規定する高流動コンクリート及び高強度コンクリート（以下「高性能コンクリート」という。）採取に関する試験技能者であること。 | （一財）建材試験センターの「コンクリート採取試験技能者認定登録証（高性能）」、（一財）日本建築総合試験所の「コンクリート現場試験技能者登録証（Ft）」 | 高性能コンクリート採取に関する試験技能者  合計　　　名  以下、２名以上の氏名を記載 | 適・否 |
| オ 採取試験に当たっては、必ずこの採取実務担当者が従事していること。なお、高強度コンクリート及びスランプフローで管理する普通コンクリートの採取試験に当たっては、必ず高性能コンクリート採取に関する試験技能者資格を有する採取実務担当者が従事していること。 | 採取データシート  （申告書に記載した採取実務担当者が実施した採取試験のデータシート各１枚以上） | コンクリート採取に当たっては、必ず採取実務担当者が従事して  （いる・いない）。  高強度コンクリート及びスランプフローで管理する普通コンクリートの採取試験に当たっては、必ず高性能コンクリート採取に関する試験技能者資格を有する採取実務担当者が従事して  （いる・いない）。 | 適・否 |
| (3) 事務担当者が１名以上いること。**※４** | **※４** １名以上の事務担当者の勤務記録があること。又は健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に氏名の記載があること。 | 従業員名簿、出勤簿（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書） | 事務担当者  合計　　　名  以下、１名以上の氏名を記載 | 適・否 |

Ｐ．５

**※３**　２．（１）イ 又は ２．（２）イに適合するための条件

|  |  |
| --- | --- |
| 申告欄に記載されている要員の年齢 | 適合条件 |
| ① 70歳未満 | 「健康保険･厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に氏名の記載があること。 |
| ② 70歳以上75歳未満 | 次のいずれかを満足すること。  ・「健康保険･厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に氏名の記載があること。  ・「協会けんぽ」又は「組合健保」発行の被保険者証が交付されていること。（「協会けんぽ」又は「組合健保」発行の「健康保険被保険者証（写）」の提出を要する。「国民健康保険被保険者証」は不可。） |
| ③ 75歳以上 | 昨年9月1日から本年8月31日迄の1年間における200日以上の勤務実績が、「勤務記録一覧表」及び「出勤簿」で確認できること。（昨年9月1日から本年8月31日迄の出勤記録が記載された「勤務記録一覧表」及び「出勤簿（写）」の提出を要する。） |

Ｐ．６

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査  項目 | 審査基準への適合性判断条件  （※は追加補足） | | 必要関係書類  （原本又は写し） | 申告欄  （○印または記載する。） | 判定  （案） |
| 3.敷地、施設及び設備機器 | (1) 敷地及び施設は、業務を行うに当たり支障のない広さを有していること。 | ① 敷地面積：  ７５ｍ2以上 | 平面図、配置図等  （注 寸法及び計算式を必ず記入すること） | 敷地：　　　ｍ2  10 | 適・否 |
| ② 施設の作業面積：  ３０ｍ2以上**※５**  **※５** コンクリート等による平坦な床、風を遮る壁及び床を有し、設備機器の設置･収納に供する部分の面積は含まないこと。 | 平面図、配置図等  （注 寸法及び計算式を必ず記入すること） | 施設の作業面積：　　　ｍ2 | 適・否 |
| (2) 採取業務全般を適切に実施するために必要な設備機器を有していること。このときの設備機器についての最低限の数量は次の通りとする。  なお、これらの設備機器は、精度を常に保持するよう整備、点検･校正を行っていること。**※６**  **※６** 現地審査時に別紙－１の数量及び整備、点検･校正記録を確認する | ① コンクリート採取試験器具  一式２セット以上 | 別紙－１ | 別紙－１による。  一式　　　セットを有している。 | 適・否 |
| ② 圧縮強度試験用型枠２７個以上 | 別紙－１ | 別紙－１による。  圧縮強度試験用型枠  　　　　個を有している。 | 適・否 |
| ③　塩化物含有量測定器（単位水量160㎏／ｍ３以下でも測定可能なもの）　　２台以上  単位水量測定装置（現場で測定可能なもの）一式  1セット以上 | 別紙－１ | 別紙－１による。  塩化物含有量測定器名      計　　　台を有している。  単位水量測定装置名      計　　　セットを有している。 | 適・否 |
| ④ 標準養生槽（循環式の恒温槽）　１.０ｍ3以上  屋外水中養生槽  　　　　　１.０ｍ3以上  研磨装置　１台以上 | 別紙－１  （注 寸法及び計算式を必ず記入すること） | 別紙－１による。  標準養生槽　　　計　　　ｍ3  屋外水中養生槽　計　　　ｍ3  研磨装置　　　　計　　　台を有している。 | 適・否 |
| ⑤ 標準養生槽温度、屋外水中養生槽温度及び外気温を測定する温度計又は装置 | 別紙－１ | 別紙－１による  （全て有している・  　　　　一部不足している）。  不足しているもの | 適・否 |
| ⑥運搬用車輌  　　　　　２台以上 | 別紙－１ | 別紙－１による。  計　　　台を有している。  2 | 適・否 |
| ⑦高強度コンクリート採取試験器具として  一式２セット以上  ８０㎝以上の水密性鋼製平板、８０㎝以上の平板用水平台、７５㎝以上のスランプフロー値測定可能なノギス又はメジャー、ストップウォッチ | 別紙－１ | 別紙－１による。  一式　　　セットを有している。 | 適・否 |

Ｐ．７

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査  項目 | 審査基準への適合性判断条件  （※は追加補足） | | 必要関係書類  （原本又は写し） | 申告欄  （○印または記載する。） | 判定  （案） |
| 4．業務運営 | (1) 採取試験業務に関するＪＩＳ、各仕様書等の最新版（原本）を所有し、常に使用（閲覧）できる状態にあること。**※７** | **※７** 現地審査時に別紙－２の原本を確認する。 | 別紙－２ | 別紙－２による  （全て保有している・  　　　　一部不足している）。  不足しているもの | 適・否 |
| (2) 正確かつ公正に業務が実施できるように定められた作業手順書（採取手順・供試体管理手順等）を有し、それに従って業務を実施していること。**※８** | **※８** 一般コンクリート作業手順書があること  （呼び強度：２７、スランプ：１８ｃｍを標準として作成していること） | 一般コンクリート作業手順書等 | 下記のうち手順書があるものを○印する。  ・試料採取　　・温度測定  ・スランプ試験  ・スランプフロー試験  ・空気量試験　・供試体作製  ・供試体管理  ・塩化物含有量測定 | 適・否 |
| **※８** 高強度コンクリート作業手順書があること  （呼び強度：６０、スランプフロー：６０ｃｍを標準として作成していること） | 高強度コンクリート作業手順書等 | 下記のうち手順書があるものを○印する。  ・試料採取　　・温度測定  ・スランプ試験  ・スランプフロー試験  ・空気量試験　・単位水量試験  ・供試体作製　・供試体管理  ・塩化物含有量測定 | 適・否 |
| (3) 業務を正確かつ公正に行うよう従業員に対し教育及び指導を行っていること。**※９** | **※９** 教育訓練規程または教育訓練計画に沿って実施されていること。 | 教育訓練規程、教育訓練計画書、教育訓練実施記録等 | 職員に対する教育及び指導は、下記により実施している。 | 適・否 |
| (4) 業務の責任体制が明確で、苦情処理が適正に行える組織であること。 | また、試験結果の改ざん要求等不当な干渉を、組織全体で排除するよう規定されていること。 | 組織管理規程、苦情処理規程、苦情処理記録等 | 業務の責任体制は、下記を定めて実施している。    苦情の処理は、下記を定めて適正に行っている。    不当な干渉を、組織全体で排除するよう規定されて  （いる・いない）。 | 適・否 |
| (5) 不正行為の罰則規定が定められていること。 | また、この罰則規定は、不当な干渉等により試験結果の改ざんを行った者が解雇等の処分を受けるようになっており、そのことが就業規則等に規定されていること。 | 就業規則、雇用契約書、罰則規程等 | 不正行為に対する罰則は、下記に規定されている。    測定結果の改ざんを行った者は、解雇等の処分を受けるよう、下記に規定されている。 | 適・否 |
| (6) 採取試験業務は、原則として外注していないこと。 | やむをえず外注する場合は、外注することについて予め発注者に了解を得たうえで、本制度の登録会社に限定して外注契約を締結した後に行っていること。また、そのことが外注管理規程等に定められていること。 | 外注管理規程、外注契約書等 | 外注して（いない・いる）。  外注している場合、  予め発注者の了解を得て  （いる・いない）。  外注先を本制度の登録会社に限定して  （いる・いない）。  予め外注契約を締結して  （いる・いない）。  これらを下記に定めている。 | 適・否 |

Ｐ．８

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査  項目 | 審査基準への適合性判断条件  （※は追加補足） | | 必要関係書類  （原本又は写し） | 申告欄  （○印または記載する。） | 判定  （案） |
| 4．業務運営  （つづき） | (7) 採取試験料金が明示されていること。**※１０** | **※１０** 採取試験料金が記載されている料金表やパンフレット等があること。 | 料金表等 | 採取試験料金を下記により明示している。 | 適・否 |
| (8) 端面処理水、養生水槽水等の排水のｐＨは、水質汚濁防止法、下水道法、地域の環境法令等に定める基準に適合していることを、測定を行って確認した後に排出していること。**※１１** | **※１１** 排水のｐＨに関する基準が把握されており、測定を行って適合していることを確認した後に排出していること。 | 所在地のｐＨに関する排水基準、排水管理規程、ｐＨ測定記録等 | 所在地のｐＨに関する排水基準を確認して  （いる・いない）。  ｐＨを測定して排水基準に適合した後に排出して  （いる・いない）。  排水のｐＨ測定値を記録して  （いる・いない）。  排水のｐＨ管理を行っていない場合の理由 | 適・否 |
| (9) 廃材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づき、適正に処理していること。**※１２** | **※１２** 廃棄物処理業者と廃棄物処委託契約を締結し、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を管理・保存していること。 | 廃棄物処委託契約書、運搬業者の許可書、廃棄物処理の許可書 | 廃材の処理を廃棄物処理業者に委託して  （いる・いない）。  マニフェストを管理・保存して  （いる・いない）。 | 適・否 |
| 5.記録 | (1) 業務実施記録（電子データ可）**※１３**を整備し、５年以上保管していること。 | **※１３** 必要な業務実施記録  ・採取データシート | （原本を現地審査時に確認する。） | 年分保管している。 | 適・否 |
| (2) 設備機器の整備、校正･点検の記録（電子データ可）**※１４**を５年以上保管していること。 | **※１４** 必要な校正・点検の記録  ・エアーメータ  ・塩化物含有量測定器  ・単位水量測定装置  ・標準養生槽 | （原本を現地審査時に確認する。） | 年分保管している。 | 適・否 |
| (3) 標準養生槽温度、屋外水中養生槽温度及び外気温の測定記録（電子データ可）**※１５**を５年以上保管していること。 | **※１５** 少なくともそれぞれの日最高温度及び日最低温度が記録されていること。 | （原本を現地審査時に確認する。） | 年分保管している。 | 適・否 |
| (4) 端面処理水、養生水槽水の排水のｐＨ管理記録（電子データ可）**※１６**を５年以上保管していること。 | **※１６** 環境基準に適合した値が記録されていること。 | （原本を現地審査時に確認する。） | 年分保管している。 | 適・否 |

Ｐ．９

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査  項目 | 審査基準への適合性判断条件  （※は追加補足） | | 必要関係書類  （原本又は写し） | 申告欄  （○印または記載する。） | 判定  （案） |
| 5．記録  （つづき） | (5) 廃棄物処理業者との間で交わした廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）**※１７**を５年間以上保管していること。 | **※１７** 廃棄物処理委託契約書原本及び産業廃棄物管理票原本（マニフェスト、排出ごとにＡ票、Ｂ２票（積替がある場合はＢ４/Ｂ６票も）、Ｄ票、Ｅ票をセットで管理）があること。 | （原本を現地審査時に確認する。） | 年分保管している。 | 適・否 |
| (6) 教育及び指導の実施記録（電子データ可）**※１８**を５年以上保管していること。 | **※１８** 必要な教育及び指導の記録  ・教育訓練計画書  ・教育訓練及び指導の実施記録 | （原本を現地審査時に確認する。） | 年分保管している。 | 適・否 |
| (7) 資格取得証明書等（有効期間内）**※１９**を保管していること | **※１９** 必要な資格証明書等  ・コンクリート採取技能資格証  ・コンクリート（主任）技士登録証  ・実務講習会受講証明書 | （原本又は写しを現地審査時に確認する。） | 保管して（いる・いない）。 | 適・否 |

|  |
| --- |
| 事務局報告事項（担当者：　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 書類審査結果（適・否又は保留のいずれかに○を付ける。否又は保留の場合にはその理由を記入する。） | |
| 適 | 審査基準に全て適合していることを確認した。 |
| 否 | 理由 |
| 保 留 | 理由 |

別紙－１

◯

◯

◯

**設備機器一覧**

申請者は**太枠**の申告欄をすべて記入して下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 審 査  項 目 | 審査基準 | 設備機器 | 申　告　欄 | |
| 数　量 | 整備の記録 |
| 3.敷地、施設及び設備機器 | (2) 採取試験業務全般を適切に実施するために必要な設備機器を有していること。このときの設備機器についての最低限の数量は次の通り**※２０**とする。  なお、このときの設備機器は、精度を常に保持するよう整備、校正・点検を行っていること。  **※２０** （）内に示す数量 | 一輪車　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| スコップ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| ハンドスコップ　　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| 突き棒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| 木槌　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| 金ごて　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| 湿布　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | （不要） |
| スランプコーン　　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| スランプ用検尺　　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| スランプ鋼製平板　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| スランプ平板用水平台　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| 水準器　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| ノギスまたはメジャー（スランプフロー値が測定可能なもの）  （２以上） |  | 有　・　無 |
| エアーメータ（※）　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| エアーメータ用水平台　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| エアーメータ用定規　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| 温度計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| 圧縮強度試験用型枠　　　　　　　　　　　　　（２７以上） |  | 有　・　無 |
| 塩化物含有量測定器（単位水量160㎏／ｍ３以下でも測定可能なもの）（※）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| 単位水量測定装置一式（高強度現場で測定可能なもの）（※）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１以上） |  | 有　・　無 |
| 標準養生槽（※）　　　　　　　　　　　　（１.０ｍ3以上） | ｍ3 | 有　・　無 |
| 屋外水中養生槽　　　　　　　　　　　　　（１.０ｍ3以上） | ｍ3 | 有　・　無 |
| 研磨装置　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１以上） |  | 有　・　無 |
| 標準養生槽温度測定温度計又は装置 |  | 有　・　無 |
| 屋外水中養生槽温度測定温度計又は装置 |  | 有　・　無 |
| 外気温測定温度計又は装置 |  | 有　・　無 |
| 運搬用車両　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２以上） | 台 | 有　・　無 |
| ８０㎝以上の水密性鋼製平板(板厚3㎜以上)　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| ８０㎝以上の平板用水平台(水準器付)　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| ７５㎝以上のスランプフロー値測定可能なノギス又はメジャー(１㎜まで読取可能なもの)　　　　　　　　　　　（２以上） |  | 有　・　無 |
| ストップウォッチ(０.１秒まで読取可能なもの)　 （２以上） |  | 有　・　無 |

※印は整備の記録以外に校正・点検の記録が必要です。

別紙－２

**必要図書一覧**

申請者は**太枠**の申告欄をすべて記入して下さい。また、一覧に明記されている以外の図書がある場合は、空欄に記入して下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査  項目 | 審査基準 | 必要図書 | 申　告　欄 | |
| 所　有 | 何年度版  かを記入 |
| 4.業務運営 | (1) 採取試験業務上に関するJIS**※２１**、各種仕様書等の最新版（原本）を所有し、常に使用（閲覧）できる状態にあること。この所有すべき規格及び仕様書は以下のとおりとする。  **※２１** 追補が発行されている場合は、追補も所有していること。 | ① JIS A 1115 : 2020  フレッシュコンクリートの試料採取方法 | 有　・　無 |  |
| ② JIS A 1156 : 2006（追補1：2014）  フレッシュコンクリートの温度測定方法 | 有　・　無 |  |
| ③ JIS A 1101 : 2020  コンクリートのスランプ試験方法 | 有　・　無 |  |
| ④ JIS A 1128 : 2019（追補1：2020）  フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法－空気室圧力方法 | 有　・　無 |  |
| ⑤ JIS A 1132 : 2020  コンクリートの強度試験用供試体の作り方 | 有　・　無 |  |
| ⑥ JIS A 5308 : 2019  レディーミクストコンクリート | 有　・　無 |  |
| ⑦ JIS A 1150 : 2020  コンクリートのスランプフロー試験方法 | 有　・　無 |  |
| ⑧ 建築工事標準仕様書・同解説  JASS 5　鉄筋コンクリート工事 :2009、2015、2018、2022 | 有　・　無 |  |
| ⑨ 建築工事施工計画等の報告と建築材料試験の実務手引 | 有　・　無 |  |
|  | 有　・　無 |  |
|  | 有　・　無 |  |
|  | 有　・　無 |  |
|  | 有　・　無 |  |
|  | 有　・　無 |  |